現行	改正後
2 事務の取扱いに関する一般的事項	2 事務の取扱いに関する一般的事項
2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応	2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応
2-3-1 照会を受ける内容の範囲 信託業法及び兼営法並びにこれらに関連する政令及び府令等金融庁が所 管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るもので あった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。おって、信託法(大正 11 年法律第62号)は法務省の所管であることに留意する。	2-3-1 照会を受ける内容の範囲 (同左)
2-3-2 照会に対する回答方法 (1) 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なも のについては、適宜回答する。	2-3-2 照会に対する回答方法 (1) (同左)
(2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(別紙様式6)を作成し、金融庁担当課とFAX等により協議する(送り状は財務局担当課長から金融庁担当課総括課長補佐宛とする)。	(2) <u>財務局が照会を受けた際、</u> 回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(別紙様式6)を作成し、金融庁担当課とFAX等により協議する(送り状は財務局担当課長から金融庁担当課総括課長補佐宛とする)。
(3) 金融庁担当課は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が、法令の 解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると 判断した場合には、財務局担当課を経由して、照会者より書面による照 会を求め、かつ、書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に回	(3) 金融庁担当課長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接 の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団 体(注)から受けた、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的 な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測

覧するとともに、「照会事例集」を作成し、金融庁担当課、財務局担当

可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対す

現行	改正後
課においてファイリングし、一般にも公開することとする。	<u>る回答を書面により行い、その内容を公表することとする。</u>
	(注)事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等
	<u>を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的</u>
	として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に連合会、
	中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団
	<u>体に限る。)をいう。</u>
(追加)	① 本手続きの対象となる照会の範囲
	本手続きの対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。
	イ 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会する
	ものではない、一般的な法令解釈に係るものであること(ノーアクシ
	ョンレター制度の利用が可能でないこと)
	ロ 事実関係の認定を伴う照会でないこと
	ハ 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者(照会者
	が団体である場合はその団体の構成事業者)に共通する取引等に係る
	<u>照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること</u>
	<u>二 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっ</u>
	<u>ているものでないこと</u>
(追加)	② 照会書面(電子的方法を含む)
	本手続きの利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照

現行	改 正 後
	<u>会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容</u>
	及び上記①に記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を
	要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を
	<u>求めることとする。</u>
	イ 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
	ロ 照会に関する照会者の見解及び根拠
	ハ 照会及び回答内容が公表されることに関する同意
(追加)	③ 照会窓口
	照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課
	又は照会者を所管する財務局担当課とする。財務局担当課が照会書面を
	受領した場合には、速やかに金融庁担当課にFAX又は電子メールによ
	り照会書面を送付することとする。
(追加)	<u>④ 回答</u>
	イ 金融庁担当課長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してか
	ら原則として2ヶ月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めるこ
	ととし、2ヶ月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理
	<u>由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。</u>
	ロ 回答書面には、以下の内容を付記することとする。
	「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載さ

TB 4元	<b>冰 正 2</b> 4
現で行	改 正 後 れた情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」 ハ 本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課は、照会者
(追加)	に対し、その旨及び理由を説明することとする。  ⑤ 公表  上記④の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内 容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。
(4) それ以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」(別紙様式7) <u>に残し</u> 関係部局に回覧し、金融庁担当課 <u>、</u> 財務局担当課の各課担当係に保存するものとする。	(4) <u>(3)に該当するもの</u> 以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」(別紙様式7) <u>を作成した上で、</u> 関係部局に回覧し、金融庁担当課 <u>又は</u> 財務局担当課の <u>信託会社</u> 担当係に保存するものとする。
(5) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、2-3-3(2)に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、その旨を照会者に対して伝えることとする。	(5) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、2-3-3(2)に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、 <u>照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう</u> 伝えることとする。
(以下、省略)	(以下、省略)